

証券コード2121
平成23年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
株式会社 ミクシイ
代表取締役社長 笠原健治

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
アカデミーヒルズ40 キャラントA
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.mixi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一部持ち直しの動きもみられておりましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により日本経済ならびに消費者を取り巻く環境は一変いたしました。内閣府の4月の月例経済報告では、「景気は、持ち直していたが、このところ弱い動きとなっている。」としており、先行きについても、当面は弱い動きが続くと見込まれるとしております。

インターネット関連業界におきましては、総務省の平成21年「通信利用動向調査」によりますと、インターネットの利用者は9,408万人に達し、モバイル端末からの利用者数は8,010万人となっております。また、「2010年（平成22年）日本の広告費」（株式会社電通）によりますと、2010年のインターネット広告費は、モバイル広告が大きく伸長し、前年比109.6%と引き続き成長しております。2010年にはスマートフォンの普及も始まり、それに対応した広告手法も登場してきております。

このような環境のもと、当社ではインターネットメディア事業が順調に推移し、当連結会計年度の売上高は16,874百万円（前連結会計年度比24.1%増）となりました。また、営業利益は3,373百万円（前連結会計年度比22.5%増）、経常利益は2,989百万円（前連結会計年度比11.7%増）、当期純利益は1,382百万円（前連結会計年度比5.6%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

インターネットメディア事業におきましては、ソーシャル・ネットワーキングサービス（以下「SNS」という）「mixi」の3月の月間ログインユーザー数（1カ月に1度以上ログインしたユーザー数）は、約1,537万人（前連結会計年度末約1,386万人）となりました。「mixi」におきましては、「mixiボイス（つぶやき）」の利用が拡大し、日記と並ぶ主要コミュニケーション機能に成長してまいりました。また、「mixiチェック」などの新たなコミュニケーション機能の提供を開始し、外部サービスとの連携を進めております。利用者が急増しているスマートフォンにおいては、「mixi」の主要機能の最適化及びアプリケーションの提供を進めることで利便性を高めてまいりました。

収益面では、「mixiモバイル」の広告販売が順調に推移したほか、「mixiアプリ」

に関連する広告・課金における収益化が進んできております。一方支出面では、課金収益の増加に伴い決済手数料が増加するとともに、事業拡大に伴う人員の増加により人件費が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は16,130百万円となりました。また、売上高のうち、広告売上高は13,379百万円、課金売上高は2,751百万円となっております。セグメント利益は4,823百万円となりました。

インターネット求人広告事業におきましては、IT系求人サイト「Find Job！」において、IT系の求人情報に特化することにより他社との差別化を図ること、及び、自社媒体である「mixi」を活用することによる高い広告宣伝効果と広告宣伝費の抑制により、利益率を確保しながら収益の拡大を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は743百万円、セグメント利益は615百万円となりました。

区 分	売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)
インターネットメディア事業	16,130	95.6
インターネット求人広告事業	743	4.4
合 計	16,874	100.0

なお、前連結会計年度までは事業の種類別セグメントの業績は「インターネットメディア事業」「インターネット求人広告事業」「その他事業」に区分して説明しておりましたが、当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）の適用により、「インターネットメディア事業」「インターネット求人広告事業」のセグメントに区分して説明しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,219百万円であります。その主なものは、本社移転に伴う固定資産の取得510百万円、コンピューター及びサーバー等の取得478百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要なものではありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成23年4月1日付で、当社のインターネット求人広告事業部門を会社分割し、新設会社である株式会社ミクシィ・リクルートメントに事業を承継しております。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 (平成21年3月期)	第11期 (平成22年3月期)	第12期 (当連結会計年度) (平成23年3月期)
売上高 (百万円)	12,052	13,600	16,874
経常利益 (百万円)	3,787	2,675	2,989
当期純利益 (百万円)	1,946	1,309	1,382
1株当たり当期純利益 (円)	12,819.23	8,502.96	8,933.89
総資産額 (百万円)	15,115	17,372	20,917
純資産額 (百万円)	13,141	14,508	15,999
1株当たり純資産額 (円)	85,629.02	93,873.94	102,107.39

- (注) 1. 当社では第10期連結会計年度より、連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第9期 (平成20年3月期)	第10期 (平成21年3月期)	第11期 (平成22年3月期)	第12期 (当事業年度) (平成23年3月期)
売上高 (百万円)	10,052	12,052	13,600	16,874
経常利益 (百万円)	3,764	3,957	2,871	3,314
当期純利益 (百万円)	2,011	2,124	1,407	1,454
1株当たり当期純利益 (円)	13,450.53	13,995.69	9,140.04	9,400.84
総資産額 (百万円)	13,042	15,304	17,601	21,136
純資産額 (百万円)	11,172	13,346	14,810	16,225
1株当たり純資産額 (円)	74,141.96	86,965.40	95,825.48	104,527.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 平成19年7月1日付で1株につき2株の株式分割をしております。
 第9期の1株当たり当期純利益の計算におきましては、期首に分割が行われたものとして計算しております。

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
上海明希網絡科技有限公司	370万米ドル	100%	インターネット関連事業
上海蜜秀網絡科技有限公司	281万人民元	— [100%]	同上
株式会社ネクスパス	250百万円	51%	同上

- (注) 1. 議決権比率の [] 内は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数となっております。
 2. 株式会社ネクスパスは、株式の追加取得により当事業年度より連結子会社となりました。
 3. 平成23年4月1日をもって、会社分割により株式会社ミクシィ・リクルートメントを新規設立連結子会社としております。

(10) 対処すべき課題

① インターネットメディア事業について

当社では、「mixi」をユーザーにとって、最も重要度が高いコミュニケーション手段として、日々活用いただけるよう、各種サービスや機能を拡充しております。その結果として、より多くのユーザーを獲得し、ユーザー間のコミュニケーションを活性化していくことが、当該事業における収益拡大を図るためには重要であると認識しております。

当該事業の拡大を図るため、今後においてもインターネットメディアとしての価値向上及び収益基盤の強化等を進めていく方針であり、以下の施策を実施してまいります。

i サービスの拡充

ユーザーニーズに応じたサービスの拡充を図ることにより、ユーザービリティの向上及びサービスの活性化を進めております。今後におきましても、ユーザーの利用が活発になるようなサービス及びコンテンツの拡充を適宜実施していく方針であります。また、当社1社のみには留まらず、外部事業者等との連携によるサービスの拡充を実施することで、「mixi」の更なる活性化を図ってまいります。

ii サイトの健全性の維持・向上

ユーザーが安心して「mixi」を利用できる環境を提供することが、ユーザー獲得、信頼性の向上及び当該事業拡大に繋がるものと認識しております。サービスの健全性維持・向上に対する社会的な要請は高まっており、当社では、サービスの更なる健全性向上を図るため、サポート及びモニタリングにかかる体制整備を推進し、24時間365日体制で運営しております。当該事業では、「青少年ネット環境整備法」の主旨を踏まえて、青少年ユーザー保護の観点から、年齢認証を行い、青少年ユーザーの一部機能（コミュニティ、友人検索等）の利用を制限しております。また、当該事業の更なる健全性向上における体制について、第三者による客観的な評価を得るために、「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」の「EMA認定制度」による審査を受け、適合であると認定を受けております。

iii 収益性の強化

当該事業の主たる収益源は広告料収入であり、当面は当該状況が継続していくものと想定されます。今後におきましてもSNSの特性を活かした広告メニューの展開が重要であり、広告主のニーズへの対応を図ること及び広告代理店等と密に連携することにより収益拡大を目指してまいります。新たな広告手法等を企画・開発していくことで、広告価値の最大化及び収益基盤の強化を図っていく方針であります。

また、ユーザー課金等の強化策として「mixiアプリ」上でのコンテンツ販売（アプリ提供者との収益分配モデル）を行うなど、今後も既存の収入に依存することなく収益の多様化を進めていく方針であります。

② インターネット求人広告事業について

「Find Job !」は、IT系ベンチャー企業等を主たる顧客層として事業を展開しております。当該事業の拡大については、より多くの求職者及び求人情報掲載企業を獲得することが重要であると認識しております。今後も引き続き、求職者及び求人情報掲載企業の双方のニーズを適確に把握し、提供するサービス機能の拡充を図ることにより、サイトの利用価値向上を推進していく方針であります。

③ システムの強化

当社グループが展開する事業は主にインターネット上で展開していることから、サービス提供に係るシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。従って継続したサーバー機器の増設及びその負荷分散等の安定運用にかかる投資が必要となり、今後においても、システム強化を継続していく方針であります。

④ 社内体制の強化について

当社グループの事業拡大において、優秀な人材の確保が不可欠であり、人材の採用、育成及び事業拡大に伴う組織体制の強化については、事業展開及び業績に大きな影響を与える要素であり、今後において一層の強化を図っていく必要があります。当社グループは、新規採用については、優秀かつ当社の経営ビジョンや企業風土に対して、共感できる人材の確保を目指していく方針であります。また、入社後の従業員に対しては、研修・育成を事業の成長に合わせて実施していく方針であります。

(11) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	SNS「mixi」の運営
インターネット求人広告事業	IT系求人サイト「Find Job！」の運営

(12) 主要な営業所（平成23年3月31日現在）

本社：東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル

（注）当社は、平成23年4月に本社の移転を致しました。

移転後の本社：東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー

(13) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
394名	49名増

（注） 1. 上記人員には役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 使用人数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
370名	66名増	31.0歳	3.0年

（注） 1. 上記人員には役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。
2. 使用人数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

(14) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

特に記載すべき重要なものではありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 528,000株
(2) 発行済株式の総数 155,092株
(3) 株主数 11,559名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
笠原 健治	89,762 ^株	57.88 [%]
MORGAN STANLEY & CO. INC	6,935	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,278	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,346	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,777	1.15
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	1,632	1.05
HSBC - FUND SERVICES CLIENTS A/C 500	1,496	0.96
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC	1,200	0.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,131	0.73
小割 洋一	1,000	0.64

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

平成22年5月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 無償
- ②新株予約権の行使価額 1個につき498,867円
- ③新株予約権の行使条件 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
- ④新株予約権の行使期間 自 平成24年6月10日 至 平成27年6月9日
- ⑤当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	200個	普通株式 200株	19人

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠原 健治	上海明希網絡科技有限公司董事長 株式会社ネクスパス代表取締役
代表取締役副社長	原田 明典	サービス本部長
取 締 役	小泉 文明	経営推進本部長
取 締 役	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 一般社団法人融合研究所代表理事 デジタルサイネージコンソーシアム理事長 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構理事 デジタル教科書教材協議会副会長
常 勤 監 査 役	加藤 孝子	
監 査 役	佐藤 孝幸	佐藤経営法律事務所代表
監 査 役	青柳 立野	ハートワース・パートナーズ株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役中村伊知哉氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役加藤孝子氏、監査役佐藤孝幸氏及び監査役青柳立野氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役加藤孝子氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役青柳立野氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役中村伊知哉氏及び監査役佐藤孝幸氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 7. 代表取締役笠原健治氏は、平成23年4月1日をもって新設した株式会社ミクシィ・リクルートメントの代表取締役に就任しております。

(2) 当事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
磯 崎 哲 也	平成22年6月24日	任 期 満 了	監査役 磯崎哲也事務所代表

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	4名	44百万円	(うち社外取締役 1名 4百万円)
監 査 役	4名	19百万円	(うち社外監査役 4名 19百万円)
合 計	8名	64百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成16年8月26日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成16年8月26日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の支給額には、平成22年6月24日付にて退任した監査役磯崎哲也氏に対する報酬等が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
取 締 役	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 一般社団法人融合研究所代表理事 デジタルサイネージコンソーシアム理事長 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構理事 デジタル教科書教材協議会副会長 株式会社スペースシャワーネットワーク社外取締役 株式会社J Pホールディングス社外取締役
監 査 役	佐藤 孝幸	佐藤経営法律事務所代表 エース損害保険株式会社社外監査役 ステート・ストリート信託銀行株式会社社外監査役 株式会社シーズメン社外監査役
監 査 役	青柳 立野	ハートワース・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社アムリード社外監査役 バンクテック・ジャパン株式会社社外監査役

(注) 当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	中村 伊知哉	当事業年度に開催された取締役会のほぼ全てに出席いたしました。経営に関する重要事項の審議に際し、その知識経験に基づき助言を行うなど、意思決定に参画しております。
常勤監査役	加藤 孝子	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
監 査 役	佐藤 孝幸	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。主に弁護士及び米国公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	青柳 立野	平成22年6月24日開催の定時株主総会において社外監査役に就任しており、就任以降開催された取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社である上海明希網絡科技有限公司及び上海蜜秀網絡科技有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は監査役会設置会社として、取締役会の監督機能と監査役会の監視機能を通じて、取締役及び使用人の職務執行の適正性保持に努める。また、取締役社長直轄の内部監査担当部門として内部監査室を設置し、当該部門の内部監査の実施により、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
 - ② 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「倫理規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
 - ③ 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を文書管理規程に定める。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクマネジメントに関する規程を制定し、リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関として経営推進本部長を責任者とする「内部統制委員会」を設置し、各部門の担当業務に関連して発生しうるリスクを把握、評価し、その低減に努めるものとする。
 - ② 残存リスクに関しては、これが顕在化した場合に備え、迅速に対応できる体制を整備するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を定めることにより取締役の職務及び責任等の明確化を図る。また、取締役会規程を制定し、取締役会に付議すべき事項を定める。
 - ② 取締役社長は、取締役及び使用人が共有する全社的なビジョンを定め、これを浸透させると共に、各部門がこのビジョンの実現に向けて実施すべき施策を定め、これを四半期ごとに取締役社長がレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する体制とする。
 - ③ 毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、各部門ごとの業務進捗会議を適宜行うことにより、早期の情報共有を図り、適時適切な経営判断

ができる体制とする。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理については、経営推進本部が担当部門としてその任にあたるほか、グループ会社の経営の管理に関する基本方針及びグループ会社の管理に関する規程（「グループ会社管理規程」）を制定し、これらに基づいて行うものとする。
- ② 子会社は、当社の経営管理内容が法令上の問題があると判断する場合には、当社の内部監査担当部門に報告する。当社の内部監査担当部門は直ちに監査役に報告を行う。監査役は意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ③ 内部監査担当部門は、子会社に内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び使用人の指示を受けない。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、人事考課及び異動については、監査役会の同意を得て決定するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
- ② 監査役会は、月に1回定期的を開催するほか、必要に応じてこれを開催し、監査役は、取締役及び使用人から受けた報告について、監査役会にこれを報告するものとする。
- ③ 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ④ 取締役及び使用人は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に取り締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- ③ 監査役会は、定期的な会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。
- ④ 監査役及び監査役会は、必要に応じ、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,671	流動負債	4,897
現金及び預金	13,293	未払金	2,018
売掛金	3,659	未払法人税等	1,281
繰延税金資産	299	預り金	1,380
その他	477	賞与引当金	137
貸倒引当金	△59	その他	80
固定資産	3,246	固定負債	20
有形固定資産	1,472	資産除去債務	20
建物	422	負債合計	4,918
工具、器具及び備品	1,050	(純資産の部)	
無形固定資産	310	株主資本	15,862
その他	310	資本金	3,765
投資その他の資産	1,463	資本剰余金	3,735
投資有価証券	647	利益剰余金	8,361
繰延税金資産	255	その他の包括利益累計額	△26
その他	562	為替換算調整勘定	△26
貸倒引当金	△1	新株予約権	13
		少数株主持分	149
		純資産合計	15,999
資産合計	20,917	負債純資産合計	20,917

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		16,874
売上原価		4,150
売上総利益		12,723
販売費及び一般管理費		9,350
営業利益		3,373
営業外収益		
受取利息	17	
投資事業組合運用益	40	
その他	9	68
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	13	
持分法による投資損失	253	
寄付金	176	
その他	5	451
経常利益		2,989
特別利益		
持分変動利益	4	
段階取得に係る差益	18	23
特別損失		
固定資産除却損	23	
固定資産臨時償却費	97	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	31	152
税金等調整前当期純利益		2,860
法人税、住民税及び事業税	1,856	
法人税等調整額	△378	1,478
少数株主損益調整前当期純利益		1,382
当期純利益		1,382

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
前期末残高			3,753
当期変動額			12
新株の発行			12
当期末残高			3,765
資本剰余金			
前期末残高			3,723
当期変動額			12
新株の発行			12
当期末残高			3,735
利益剰余金			
前期末残高			7,056
当期変動額			1,305
剰余金の配当			△77
当期純利益			1,382
当期末残高			8,361
株主資本合計			
前期末残高			14,533
当期変動額			1,329
当期末残高			15,862
その他の包括利益累計額			
為替換算調整勘定			
前期末残高			△24
当期変動額			△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1
当期末残高			△26
その他の包括利益累計額合計			
前期末残高			△24
当期変動額			△1
当期末残高			△26
新株予約権			
前期末残高			—
当期変動額			13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13
当期末残高			13
少数株主持分			
前期末残高			—
当期変動額			149
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			149
当期末残高			149
純資産合計			
前期末残高			14,508
当期変動額			1,491
当期末残高			15,999

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 上海明希網絡科技有限公司
上海蜜秀網絡科技有限公司
株式会社ネクスパス

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 4社
- ・主要な会社等の名称 株式会社コミュニティファクトリー
空飛ぶ株式会社
Pickle株式会社
株式会社グレンジ

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

前連結会計年度まで持分法適用会社であった株式会社ネクスパスについては、平成23年3月31日に同社の株式を追加取得したことにより連結子会社となったため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

② 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度より株式会社グレンジは新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで持分法適用会社であった株式会社ネクスパスについては、株式を追加取得し、当連結会計年度より連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海明希網絡科技有限公司及び上海蜜秀網絡科技有限公司の決算日は12月末日であり、それぞれの決算期の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。

(5) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(6) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合への出資持分については、最近の決算期を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 …………… 主に定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 8～50年

工具、器具及び備品 …………… 3～20年

ロ. 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア …………… 5年

の れ ん …………… のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定したうえで償却することにしております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(追加情報)

当社は従業員に対する賞与の支給方法について改定を行い、従来年4回（5月、8月、11月、2月）支給しておりました賞与を年2回（6月、12月）に変更致しました。賞与引当金は、当連結会計年度末に発生していると見込まれる金額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(7) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益が14百万円減少し、税金等調整前当期純利益が45百万円減少しております。

② 企業結合に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

③ 表示方法の変更

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に、連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法にそれぞれ変更しております。

また、従来、連結貸借対照表において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当連結会計年度より、負債純資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の「預り金」は848百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,688百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	154,552株	540株	一株	155,092株

(注) 発行済株式の増加は、ストックオプション行使に伴う増加です。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	77	500	平成22年3月31日	平成22年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成23年6月28日開催予定の第12期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	155	1,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第2回新株予約権(平成17年1月31日臨時株主総会決議分)	普通株式	40株
第4回新株予約権(平成17年10月21日臨時株主総会決議分)	普通株式	276株
第5回新株予約権(平成17年10月21日臨時株主総会決議分)	普通株式	50株
第7回新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議分)	普通株式	20株
第8回新株予約権(平成18年4月28日臨時株主総会決議分)	普通株式	4株
第9回新株予約権(平成22年5月26日取締役会決議分)	普通株式	200株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち22.1%が特定の大口顧客に対するものであります。投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、預り金、未払法人税等があります。未払金、預り金については、そのほとんどが2か月以内の支払い期日であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	13,293	13,293	—
② 売掛金	3,659	3,659	—
③ 未払金	(2,018)	(2,018)	—
④ 預り金	(1,380)	(1,380)	—
⑤ 未払法人税等	(1,281)	(1,281)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 未払金、④ 預り金、⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額334百万円）及び投資事業組合への出資（連結貸借対照表計上額313百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 102,107円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8,933円89銭 |

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,410	流動負債	4,890
現金及び預金	13,220	未払金	2,025
売掛金	3,658	未払費用	5
前払費用	85	未払法人税等	1,279
繰延税金資産	299	未払消費税等	62
短期貸付金	139	前受金	2
その他	66	預り金	1,379
貸倒引当金	△59	賞与引当金	135
固定資産	3,726	固定負債	20
有形固定資産	1,438	資産除去債務	20
建物	422	負債合計	4,911
工具、器具及び備品	1,016	(純資産の部)	
無形固定資産	262	株主資本	16,211
ソフトウェア	262	資本金	3,765
その他	0	資本剰余金	3,735
投資その他の資産	2,025	資本準備金	3,735
投資有価証券	432	利益剰余金	8,710
関係会社株式	474	その他利益剰余金	8,710
関係会社出資金	85	繰越利益剰余金	8,710
敷金及び保証金	541	新株予約権	13
繰延税金資産	476		
その他	15	純資産合計	16,225
貸倒引当金	△1	負債純資産合計	21,136
資産合計	21,136		

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		16,874
売上原価		4,150
売上総利益		12,723
販売費及び一般管理費		9,281
営業利益		3,441
営業外収益		
受取利息	19	
投資事業組合運用益	40	
雑収入	9	70
営業外費用		
為替差損	14	
寄付金	176	
雑損失	5	197
經常利益		3,314
特別損失		
固定資産除却損	23	
固定資産臨時償却費	97	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	31	
関係会社出資金評価損	154	
関係会社株式評価損	232	539
税引前当期純利益		2,775
法人税、住民税及び事業税	1,856	
法人税等調整額	△536	1,320
当期純利益		1,454

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
前期末残高			3,753
当期変動額			12
新株の発行			12
当期末残高			3,765
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高			3,723
当期変動額			12
新株の発行			12
当期末残高			3,735
資本剰余金合計			
前期末残高			3,723
当期変動額			12
当期末残高			3,735
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高			7,333
当期変動額			1,377
剰余金の配当			△77
当期純利益			1,454
当期末残高			8,710
利益剰余金合計			
前期末残高			7,333
当期変動額			1,377
当期末残高			8,710
株主資本合計			
前期末残高			14,810
当期変動額			1,401
当期末残高			16,211
新株予約権			
前期末残高			—
当期変動額			13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13
当期末残高			13
純資産合計			
前期末残高			14,810
当期変動額			1,415
当期末残高			16,225

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資持分については、最近の決算期を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物…………… 8～50年

工具、器具及び備品…………… 3～20年

② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

（追加情報）

当社は従業員に対する賞与の支給方法について改定を行い、従来年4回（5月、8月、11月、2月）支給していましたが賞与を年2回（6月、12月）に変更致しました。賞与引当金は、当事業年度末に発生していると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益が14百万円減少し、税引前当期純利益が45百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,668百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	120百万円
短期金銭債務	31百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	5百万円
営業費用	89百万円
営業取引以外の取引による取引高	4百万円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	87百万円
未払金	125百万円
賞与引当金	55百万円
資産除去債務	26百万円
ソフトウェア	117百万円
一括償却資産	31百万円
固定資産臨時償却費	45百万円
関係会社出資金評価損	126百万円
関係会社株式評価損	94百万円
その他	72百万円
繰延税金資産合計	<u>783百万円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△7百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△7百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>775百万円</u></u>

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	104,527円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	9,400円84銭

6. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成22年9月22日の取締役会において承認された（平成22年12月6日の取締役会決議において一部変更）、新設分割により設立する株式会社ミクシィ・リクルートメントに当社インターネット求人広告事業を承継させる会社分割を、平成23年4月1日付で実施いたしました。

その結果、同日付をもって株式会社ミクシィ・リクルートメントは当社の連結子会社となりました。

(1) 会社分割の時期

平成23年4月1日

(2) 会社分割の目的

「Find Job！」は、平成9年11月にサービスを開始して以来、Web業界に特化した転職サービスを展開してまいりましたが、インターネット求人広告事業をより一層発展させるためには、意思決定の迅速化が必要であると考え、本分割を実施いたしました。

(3) 会社分割の形態

当社を分割会社とし、株式会社ミクシィ・リクルートメントを新設会社とする新設分割（簡易分割）となります。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認を得ずに行っております。

(4) 会社分割に係る新設会社の概要

商号	株式会社ミクシィ・リクルートメント
事業内容	インターネット求人広告事業
本店所在地	東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー
代表者の氏名	笠原 健治
資本金	10百万円
純資産	65百万円
総資産	67百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月10日

株式会社 ミ ク シ ャ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 誠 司 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクシヤの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクシヤ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月10日

株式会社 ミ ク シ ョ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 誠 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクシィの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な委託先において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その事業及び財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月17日

株 式 会 社 ミ ク シ ャ 監査役会

常勤監査役(社外) 加藤 孝子 ㊞

社外監査役 佐藤 孝幸 ㊞

社外監査役 青柳 立野 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識したうえで、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1,000円 総額155,092,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）第1項を変更するものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、取締役会決議により剰余金の配当等の実施を可能とする旨を定め、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- (3) その他、不要な条文の削除、一部の字句の整備及び条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第19条 (省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第43条 (省略)</p> <p>[新 設]</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当<u>(以下「期末配当」という。)</u>を行う。</p> <p>第45条 (省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 配当財産が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>期末配当及び中間配当</u>には利息をつけない。</p>	<p>[削 除]</p> <p>第7条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (現行どおり)</p> <p>第20条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>2 未払の<u>配当財産</u>には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、現任の取締役全員（4名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かさはら けんじ 笠原 健治 (昭和50年12月6日生)	平成11年6月 有限会社イー・マーキュリー（現当社）設立 同社取締役 平成12年10月 株式会社イー・マーキュリー（現当社）に組織変更 同社代表取締役社長 平成18年2月 株式会社ミクシィに商号変更 当社代表取締役社長（現任） 平成20年5月 上海明希網絡科技有限公司 董事長（現任） 平成20年10月 株式会社ネクスパス 代表取締役（現任） 平成23年4月 株式会社ミクシィ・リクルートメント 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 上海明希網絡科技有限公司 董事長 株式会社ネクスパス 代表取締役 株式会社ミクシィ・リクルートメント 代表取締役	89,762株
2	はらだ あきのり 原田 明典 (昭和50年7月8日生)	平成10年4月 日本電信電話株式会社入社 平成17年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ入社 平成20年1月 当社入社 平成20年11月 当社mixi事業本部長 平成21年6月 当社取締役 平成22年7月 当社代表取締役副社長（現任） 当社サービス本部長（現任）	750株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	こいずみ ふみあき 小 泉 文 明 (昭和55年 9 月26日生)	平成15年 4 月 大和証券エスエムビーシー株式会社入社 (現大和証券キャピタル・マーケティング株式 会社) 平成18年12月 当社入社 平成20年 2 月 当社経営管理本部長 平成20年 6 月 当社取締役 (現任) 平成23年 1 月 当社経営推進本部長 (現任)	188株
4	なかむら いちや 中 村 伊 知 哉 (昭和36年 3 月19日生)	昭和59年 4 月 郵政省入省 平成10年 7 月 株式会社C S Kホールディングス (現株式 会社C S K) 特別顧問 (現任) 平成10年 8 月 マサチューセッツ工科大学メディアラボ 客員教授 平成14年 8 月 N P O法人C A N V A S 副理事長 (現任) 平成16年 7 月 財団法人国際コミュニケーション基金 (現 財団法人K D D I 財団) 理事 (現任) 平成18年 9 月 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテン ツ統合研究機構 教授 平成19年 1 月 総務省参与 平成20年 4 月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究 科 教授 (現任) 平成20年 6 月 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運 用監視機構 基準策定委員会委員長 株式会社スペースシャワーネットワー ク社外取締役 (現任) 株式会社J P ホールディングス 社外取締 役 (現任) 平成21年 6 月 当社取締役 (現任) 平成22年 5 月 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運 用監視機構 理事 (現任) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究 科 教授 一般社団法人融合研究所 代表理事 デジタルサイネージコンソーシアム 理事 長 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運 用監視機構 理事 デジタル教科書教材協議会 副会長	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式数」は、平成23年3月31日現在のものです。なお、笠原健治氏は、当社による自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに対して売付注文を行い、当社は、平成23年5月19日付で普通株式4,286株を取得いたしました。
3. 中村伊知哉氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 中村伊知哉氏は、デジタルメディアを中心とした研究に長年携わっているほか、かかる分野における事業会社の社外取締役も歴任されているため、当社の事業領域について豊富な見識・実績を有しております。インターネットサービスの健全性の維持及び向上に対する社会的要請が高まっている現在、同氏の見識・実績は、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等につき、引き続き十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 中村伊知哉氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結のときをもって、2年となります。
6. 当社は、中村伊知哉氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する（賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。）内容の責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合、本契約は継続となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役1名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数	
さとう たかゆき 佐藤 孝幸 (昭和44年10月10日生)	平成4年4月	スイス・ユニオン(現UBS)銀行東京支店入行	-
	平成5年9月	ソシエテ ジェネラル銀行東京支店入行	
	平成8年4月	デロイト・トゥシュ・トーマツ会計事務所(米国サン・フランシスコ事務所)入所	
	平成9年7月	米国公認会計士(モンタナ州)登録	
	平成12年10月	弁護士登録(東京弁護士会所属)	
	平成14年4月	佐藤経営法律事務所開設	
	平成16年7月	エース損害保険株式会社 社外監査役(現任)	
	平成18年10月	ステート・ストリート信託銀行株式会社 社外監査役(現任)	
	平成19年5月	株式会社シーズメン 社外監査役	
	平成19年6月	当社監査役(現任)	
(重要な兼職の状況) 佐藤経営法律事務所 代表			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤孝幸氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 佐藤孝幸氏は、事業会社の社外監査役を歴任されており企業活動に関する豊富な見識・経験を有しているのみならず、弁護士及び米国公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、これらの見識・経験等を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 佐藤孝幸氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結のときをもって、4年となります。
5. 当社は、佐藤孝幸氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する(賠償責任の限度額は金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。)内容の責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合、本契約は継続となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始のときまでとなっておりますので、あらためて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
こわり よういち 小 割 洋 一 (昭和51年10月6日生)	平成13年10月 当社入社 平成16年5月 当社経営管理部長 平成16年8月 当社取締役 平成20年2月 当社CS推進部長 平成21年11月 当社メディア/マーケティング戦略室室長代理 平成22年6月 当社退職	1,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー
アカデミーヒルズ40 キャラントA
電話 03-6406-6220



<交通のご案内>

- 地下鉄日比谷線六本木駅より1C出口 徒歩10分
- 地下鉄大江戸線六本木駅より3番出口 徒歩13分
- 地下鉄大江戸線麻布十番駅より7番出口 徒歩18分
- 地下鉄南北線麻布十番駅より7番出口 徒歩18分

(注) 会場最寄駅 日比谷線六本木駅

六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。

お願い：会場周辺の道路および駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。